

# 脱産業社会の社会運動？

——フランスにおける住宅への権利運動を中心に——

稲葉奈々子・樋口直人

新しい社会運動論は、脱産業化のような社会変動と社会運動の関連を扱ってきたが、その多くは新中間層を運動の主要な担い手としてきた。しかし、脱産業化は新中間層と同時に、社会から排除される層を生み出す。本稿では、後者による異議申し立てに注目し、従来の議論で看過されてきた運動の可能性を検討する。具体的には、フランスにおける「住宅への権利運動」の事例から、社会から排除された層の社会統合を求める運動が、脱産業社会における社会運動の大きな争点になりうることを論じる。

## 1 脱産業化と社会運動

70年代後半に新しい社会運動論が登場してから、20年近くが経過した。その間、新しい社会運動論の提唱者であるA・トゥレーヌが予言したような統一的な社会運動は現れず、むしろ運動の細分化が注目されるようになった。社会運動の変容を主張するA・メルッチによれば、現代の社会運動において運動をめぐる意味や認識の生産を担う主体は、集団から個人へと移りつつある(Melucci [1996])。社会的介入が個人の生物学的な領域にまで深化すると同時に、個人が社会的行為に意味を付与する能力を高めたからである。しかしこれにより、従来は集合的な性格を持っていた紛争が個人化するパラドックスが生まれる。そのため、現代の集合的要求は、細分化して個人レベルに回収されてしまう危険をはらむ。ここに現代の運動の両義性がある。

このように、脱産業社会で進行する分節化と社会運動の細分化を関連づけて論じた点で、メ

ルッチの議論は先駆的な意味を持つ。彼の議論は、グローバリゼーション、世界的なメディアの発展、ライフスタイルの変容といったポストモダン的な変容(Melucci [1996:116])をうまく捉えている。その意味では、トゥレーヌよりはるかに現状に合った運動論を、メルッチは展開している。しかし、ポストモダン的な社会変動だけで脱産業社会における社会運動を語り得るのだろうか。この問いに答えるには、脱産業化のもう1つの側面—階層分極化—を考える必要がある。

初期の脱産業社会論が多かれ少なかれ未来学的な性格を持っていたのに対し、近年では何らかの形で社会の分極化を前提とした議論がなされる。たとえば、福祉国家論の代表的論者であるG・エスピン＝アンデルセンは、脱産業社会の職業階層として、(a)専門職や科学者、(b)技術者や準専門職、(c)熟練サービス労働者、(d)非熟練サービス労働者のほかに、労働市場に参入できない集団を、重要な階層として挙げている(Esping-Andersen [1993:25])。すなわち社会

の分節化は、ポストモダン的な状況を生きる「ノマド」と共に、社会から排除される「脱産業化の犠牲者」をメダルの表裏として生み出す。

しかも、このような排除は、物質的な生存水準のみによって定義されるものではなく、社会統合のあり方にまで影響を及ぼす。産業社会においては、社会の構成原理が労働にあると認識され、複数の社会問題は、単一の問題、つまり労働者の問題に還元された (Dubet & Lapeyronnie [1992])。そこでは貧困は搾取の結果として認識され、貧困そのものではなく、過剰な搾取が問題とされた。

ところが、脱産業社会においては、生産関係はもはや社会関係の中心原理としては認識されない。雇用は依然として社会的地位の主要な決定原理ではあるが、社会運動や社会問題は、生産関係から直接派生するわけではなく、エスニシティやセクシュアリティ、学歴、地域や年齢が主要な決定原理となっている。さらに、学校、家族、軍隊、教会など国家制度による上からの統合の脆弱化により、経済的に排除された層のマージナリティが強化される (Schnapper [1991])。60年代の産業社会においては労働市場による統合が主要なものであり続けたが、労働市場から排除されても社会的には統合されていた。しかし、脱産業社会において上からの社会統合が機能しなくなると、失業は社会的な排除に直結する。そのため、脱産業社会で排除された層は、社会的に「見捨てられ」「無視」される結果となる。

本稿は、このようなマクロな社会変動を前提としたうえで、社会的排除と社会運動の問題を暫定的に考察するための試みである<sup>(1)</sup>。排除の問題が顕在化した80年代以降、これを正面から取り上げて議論してきたのは社会運動論ではなく、主に福祉国家論や市民権論であった。こ

れには新しい社会運動論の退潮という事情も関係しているが、現実問題として社会的排除が社会運動の争点にならなかったことが大きく作用していると思われる。

しかしフランスでは、90年代に入って社会的排除をめぐる異議申し立てが、相次いで発生している。特に、本稿でとりあげる「住宅への権利運動」は、排除の問題を大々的に提起してその後の運動の先導者になった。その意味で、社会的排除と社会運動の問題を具体的な事例に即して検討する機は熟しつつあり、また、今後の本格的な考察のための論点を提示すべきときに来ている。

運動の発生や展開を包括的に記述するには、さまざまな要因を考慮しなければならないが、以下では運動が動員した階層的広がりや焦点を絞って分析を行う。そのため本稿では、まず住宅への権利運動の展開を概観し(2節)、それがドロワ・ドヴァンや民衆大学開設に発展するまでの過程をみる(3節)。そのうえで、住宅への権利運動が広範な動員を可能にした要因を検討し、社会的排除の問題との関連を明らかにする(4節)。最後に、今後の社会運動を考えるうえで、住宅への権利運動が示唆する論点を提示したい(5節)。

## 2 住宅への権利運動

### (1) ドラゴン通り7番地の不法占拠<sup>(2)</sup>

ことの起こりは、1994年12月18日、ホームレスの61家族がドラゴン通り7番地にある空き家のアパートマンを「不法」占拠したことにある。この占拠は、「住宅への権利」を訴え、ホームレスを支援するふたつの市民団体、Droit au logement (DAL) とComité des sans logis (CDSL) により実行された。社会運動家であるピエール

神父<sup>(3)</sup>がこの運動を支持し、さらにJ・ガイヨ神父<sup>(4)</sup>、A・ジャカール<sup>(5)</sup>、L・シュバルツェンペール<sup>(6)</sup>、J・イジュランら、社会・政治問題に積極的に取り組んでいる著名な知識人、アーティストが加わったことで、「住宅への権利運動」は急速に拡大していった。

ドラゴン通りは、セーヌ左岸の画廊や骨董商、希少本を並べた古本屋が集まる一角に位置する。ファッション誌のグラビアを飾るようなパリの「シックな」部分を代表する地区でもある。通りの北東の入り口はサン・ジェルマン・デ・プレ教会にほぼ面し、その地下鉄の駅ひとつ先は官庁街、セーヌ川をはさんだ向かいにはルーブル美術館を控え、パリのほぼ中心にある。サン・ジェルマン・デ・プレ地区は、古くから芸術家や知識人の住む地区でもあり、ドラゴン通りの斜向かいにはサルトルやポーヴォワールらが集ったカフェが観光名所になっている。ドラゴン通りを占拠したDALのメンバーたちの多くは芸術家で、この地区はもともと彼らにとってなじみ深い地区であった。

運動の主張は、「パリ市は『空き家』接收法を、現在パリに1万2千戸と推定される無人住宅に対して適用し、ホームレスに住む場所を与えよ」というものである<sup>(7)</sup>。空き家接收法は、1945年10月11日のオルドナンス（政令）で定められた法律である。これは、行政が一時的に空き家を徴用し、住む場所のない人、住宅環境が劣悪な人、強制退去のおそれがある人にその住宅を使用させるための法的措置である。制定以降の45～62年に、戦後の住宅難に対処するために空き家接收は継続的に行われてきた。パリ地域だけでもその数は4万5千戸に達し、約16万人の住宅がこの措置により確保された。

住宅難は60年以降の建設ブームの到来により解消され、空き家接收法は、事実上その機能を

停止していた。しかし、90年代に入り、約50万人がホームレス状態にあり、約220万人が家具付きのホテルや、単身者用寮、友人の家などに仮住まいし、約230万人が定められた水準以下の住宅で生活しているなど、住宅難が深刻化している。その一方でフランス全土で180万戸の空き家が存在することをDALは指摘し、空き家接收法の適用をパリ市に求めると同時に、今現在、路上生活を送る人にとっては一刻の猶予も許されないとして、「自主接收」と称して空き家占拠を行っている。

占拠の対象は、巨大資本や不動産会社あるいは、不透明な住宅の割り当てが問題にされている公営の住宅公団や、地方自治体や省庁など公的機関や銀行や保険会社の所有で空き家状態にある建物である。現在の空き家の7割以上がこのカテゴリーに入り、おもに80年代のバブル期に投機目的で購入されたが、バブル崩壊による不動産市場の凍結後、空き家のまま放置されている。

DALが占拠したドラゴン通りの建物もやはり、巨大不動産開発業者であるCOGEDIMに92年に購入された。100平米ほどの中庭に面したこの建物は、もともとパリ教区が所有しており、一部が私立の女子小・中学校として使われていたが、建物買収により廃校になった。付近の住民の中にはここに通学していた人が多かったこともあり、また、ポーヴォワールが通学した学校としても愛着をもたれているため、廃校とそれにかわる高級ショッピング・センターの建設計画は、反感をもって受けとめられていた。

この「不法」占拠による「住宅への権利」要求に対する行政の回答も比較的好意的であった。当時の首相バラデュールは、占拠直後に、接收法適用の申し立てに首相官邸を訪問したピエール神父とDALの代表者J-B・エロー<sup>(8)</sup>を

迎え入れ、「不法行為を正当化するわけではない」としながらも、占拠された住宅から住人を退去させるために警察が介入することはないと「約束」した。「人道的立場からの」見て見ぬぶりである (Le Monde 1994/12/20)。当時のパリ市長シラクは、バラデュールの対処に従う形で空き家接収法の適用を政府に対して要請した。パリ市はそれを受けて、多数の不動産を所有し、かつ公共性の高い法人である銀行と保険会社に対して、その所有下にあるアパートマンのうち無人である物件のリストを提出するように要請した。

好意的な世論を反映して、占拠した建物のあるサンジェルマン・デ・プレの地区の住人は、占拠している家族を受け入れることに積極的であった。占拠している家族のために家具を持ちより、また、暖房器具を機能させるためにボランティアの技術者がボイラーを修理し、配管工はトイレや風呂などの給水設備を整えた。12月19日にはCGT - EDF (労働総同盟フランス電力支部) は、サンジェルマン営業所の所長に対して問題の建物への電気の供給を回復することを要求し、受け入れられた。

## (2) 住宅への権利運動の変遷

「住宅への権利運動」は80年代後半に始まり、徐々に組織化されていった。ここでやや遡って、住宅への権利運動が広範な動員を可能にした背景を明らかにするために、80年代後半から94年のドラゴン通りの不法占拠に至るまでの運動の変遷を概観してみよう。

### 社会的背景

90年に「住宅への権利」(DAL) と名づけられた運動が登場し拡大した背景には、フランスにそれまでには見られない形でホームレスが増加

したという事実がある。

80年代までは、先進産業社会でのホームレスは、多くは精神病やアルコール中毒に起因すると考えられてきた (Snow & Anderson [1993])。フランスも同様の状況にあり、実際、ホームレスに宿泊場所と食事を提供する慈善団体の多くは、利用者の特徴として同様のことを指摘している。これら慈善団体のほとんどが、利用条件にアルコール厳禁を課すなど規範的な側面を持つのも、こうした事情を反映しているといえよう。

これに対して80年代以降増加するホームレスは、いくつかの点で従来のホームレスとは異なる。まず、移民、特にマグレブ系とブラック・アフリカ系で、しかも家族ホームレスが増加している。第2に、フランス人の場合、長期失業の結果貧困に陥り、家賃が払えなくなりホームレスになる例が圧倒的に多い点である。これらのホームレスには労働者層に加えて、新中間層つまりホワイトカラーが多数含まれている点も、以前の貧困層ともホームレスとも異なる。また、学業終了後一度も就職できず長期間失業状態にあった後に、ホームレスになる25歳未満の若者が増えている点も特徴的である。

従来とは異なる形でのホームレス増加の要因としては、第1に高度成長期降の移民労働者受け入れを考慮しなくてはならない。高度成長期に工場労働者として移民してきた主にマグレブ系移民や、都市サービス業に就労する80年代以降のブラック・アフリカ系移民は、否応なく低賃金・底辺労働に組み込まれた。第2に、雇用形態において、かつての終身雇用よりも期限付き雇用、あるいはパートタイムの比率が高まっていることがあげられる。さらに長期不況により、いったん失業すると再就職が非常に困難となり、失業が長期化している。

こうした長期的な要因に加えて、ホームレスの増加を加速したのが、主に経済の自由化に代表される短期的な政治的・経済的要因である。もっとも、これ自体も先進産業社会が80年代以降共通して経験している長期的変動に規定されており、決して一時的・短期的な傾向ではないとする見方もある (Rosanvallon [1990])。いずれにせよ、これら複数の要因が絡み合った結果としてホームレスが急増したことは確かであり、それが従来のホームレスと区別される点である。だが、上述の移民とフランス人では、ホームレス問題のあり方は一様ではない。80年代後半に始まる住宅難は、まず移民の問題として現れた。

CML (Comité des Mal-Logés「劣悪な住環境にある者の会」) が創設された86年は、国民議会の多数派が社会党から右派連合に交替し、シラクが首相になった年である。社会党首相ファビウスがすでに金融市場の規制緩和に着手しており、シラク政権下では一段と自由化が進められた。80年代中期はフランスでもいわゆるバブル期にあたり、住宅建築の規制緩和により住宅の「商品化」が進み、熾烈な不動産投機が繰り広げられた。特にパリ市内の不動産価格は天井なしの上昇が続き、アパルトマンの賃貸料金は過去に例をみない高騰を続けた。

この影響を最初に受けたのはブラック・アフリカ出身の移民であった。圧倒的に都市居住型であるブラック・アフリカ系移民は、パリ市内の老朽化したゆえに家賃の安い民間の集合住宅や家具付きの安宿に居住している場合が多い (稲葉 [1996])。その住居は劣悪な環境にあり、最低限の住宅設備すら整っていないのがほとんどである。しかし、低家賃の公営住宅への入居待ちは数年、時には10年近くにわたるのが普通で、劣悪な住環境を離れることは非常に難しい。

86年にパリ市が市内東部の再開発に着手すると、これら移民の住宅は真っ先に取り壊しの対象になる。この年、住宅価格が自由化され、住宅売却のために賃貸契約を解除することが許可された。不動産投機は、より付加価値の高い不動産建築、つまりオフィス建築に向かい、法人税の税収増を望む自治体によってもオフィス建築は奨励され、銀行も貸付額を大幅に引き上げた。再開発地区では、古い建物が次々と取り壊され、工事を進めるために住人の退去が進められた。しかし、他の住宅に再入居できる可能性のない住人は退去を拒んでいた。その多くが移民であり、老人であった。

このように、移民が住む場所を失ったのは、失業ではなく、住宅規制緩和に引き続くバブル期の地上げによる立ち退きによるものである。失業がホームレスになる最大の理由となるのは、80年代末から90年代以降のことであり、不況が長期化する中での家賃高騰は、移民に加えてフランス人の若者、さらに失業者を直撃する。

バブルが崩壊して家賃上昇は沈静化したものの、バブル崩壊により不動産市場が凍結し、空き家があってもそれが市場にでない状態が続く。そうした中で学業終了後、就職が見つからない若者、相次ぐ解雇で失業した者の住宅難が次第に深刻化していく。

住宅への権利運動の背景には、このような状況があったわけであるが、運動の展開と事態の進展にはパラレルな関係がある。そこで、住宅への権利運動がどのように展開されていったかを知るため、次に運動の組織を見ていくことにしよう。

#### 住宅への権利運動

「住宅への権利」(DAL) と名づけられた運動体の前身、CML創設の直接の契機は、86年の

秋に、放火により焼け出されたブラック・アフリカ出身の移民家族の再入居先確保をパリ市に要求したことにある。シラク政権下での規制緩和政策と都市開発政策は、地上げのための放火を横行させた。放火にあった建物は、1948年以前建築の老朽化したアパートマンや家具付きの安宿であった。48年以前に建築された建物は、低所得者の賃貸権を保障するための1948年法によって家賃の凍結が定められていたが、80年代後半のジェントリフィケーションの波の中で、パリ市内ではほとんど姿を消した。こうした中、立ち退きを拒む住人を力づくで追い出す方法として、放火が相次いだ。

焼け出された家族の多くが移民で、しかも子供を含む焼死者を多く出し、放火には人種主義的嫌がらせが濃厚であったため、既存の運動団体の有志が即座に要求行動を起こした。しかし、市が焼け出された住人の再入居保障に関する交渉に応じなかったため運動は単発では終わらず、また、その後も放火が続いたためCMLが結成された。交渉に応じない市に対して、CMLはパリ市所有の空き家や公営住宅の空き家を次々と占拠し、ホームレス家族を入居させた。

このとき空き家占拠のイニシアチブをとったのが、後のDALの代表エローである。CMLは移民家族の住宅問題を専門に扱う団体として、再入居先の保障のない立ち退きの禁止とホームレスの移民家族の公営住宅への入居を、パリ市に要求し続けた。占拠した空き家のうち、ヴィニョール通りの建物にCMLの事務所が置かれ、団体は約50家族の移民と90年までこの建物で同居することになる。

その間パリ市はいっこうに交渉に応じず、警察を介入させて占拠中の建物から移民家族を強制退去させたのが、90年の5月のことである。

これに抗議するため、CMLはヴィニョール通りに近いレユニオン広場で数百家族のキャンプによる占拠を行う。

相当数の公営住宅が空き家のまま放置されており、もっとも住宅を必要とする者が入居できないという事実が、CMLの相次ぐこれらの建物の占拠により明るみに出され、このキャンプは世論の支持を得て、支援物資も続々と到着した。この背景には、CMLが事務所を失ったため、エローがさまざまな社会運動家の会合場所となっているレユニオン広場のカフェ「ゆりかもめ」の店主の協力を得て、マスコミ各社、社会運動組織、政治家に協力を電話で要請した事実がある。

半年以上にわたるキャンプ生活は大きく報道され、慈善団体をはじめ、人権擁護団体、社会党議員、ジャーナリストなどがキャンプを訪れ、運動支持を表明した。世界の医師団がキャンプ中の人々に医療サービスを提供するなど、既存の市民団体やNGOの参加が多く見られた。ドロワ・ドヴァン!!の創設者たちがはじめて顔を合わせたのもこのときである。

キャンプ生活を開始して数カ月後、再入居の保障されない立ち退きを禁じる通称ベッソン法が制定され、それからさらに数カ月かけてキャンプ中の家族の再入居が進められた。

キャンプ終了後の90年10月には、CMLのメンバーと広場を占拠したうちの数家族が、公的に登録された市民団体としてDALを結成し、住宅への権利運動が継続された。地元の神父が運動開始当初から運動に参加していたため、教区内での運動への参加者募集を依頼した。このときに社会保障庁の高級官僚を退職したばかりのJ・テベネが加わる。

その後、住宅難が次第に深刻化し、単身の若者のホームレスのDALへの相談件数は年々増

加するが、DALの本来の支援対象は家族ホームレスであるため、93年には独身者の相談を専門に受け付けるCDSLが創設された。

90年の活動開始以来DALが相談を受け付けた家族は5,500にのぼる。相談の内容は、家賃の滞納や、建物の改修工事による強制退去に関するものが大部分である。90年に制定されたベッソン法には罰則規定がなく、裁判では家主の財産権が優先される傾向にあるため、立ち退き件数は依然として減らなかった。いっこうに上向きにならない景気、高い失業率、引き続く住宅難、高騰する家賃とあいまって、住む場所を失う人は増える一方であった<sup>(9)</sup>。

空き家過剰の中での住宅難という矛盾した状況が続く中、フランス人のホームレスが90年以降急増する。空き家接收法適用の要求が受け入れられないため、DALは不法占拠によるホームレスの住宅確保を繰り返した。

90年代半ばに近づく頃には、失業問題が深刻化し、フランス人の55%が自らも長期失業に起因する貧困に陥る危機感を感じているという統計が発表される (La Rue 1993/12) <sup>(10)</sup>。失業とホームレスの問題が否応なく結び付けられ、労組が失業問題に真剣に取り組みはじめた。住宅への権利運動についても、エローとの個人的つながりから参加していたCFDT (フランス民主労働連盟) の組合員が、次第に他の組合員を運動にひきこんでいくようになる。

もっとも、相談事務や住宅占拠に取り組む活動家は、DALに相談に訪れた際に勧誘されて運動に加わった例が多い。中でも学業終了後に就職先が見つからず、長期失業状態にあり住宅難を経験する若者の参加が多い。実際DALの方針は結成当時から、「住宅問題に直面している個人と家族が、住宅への権利を守るために仲間とともに自ら闘う」ことを掲げている。相談

者は同時に年会費をおさめるDALの会員であり、第1回目の相談の際に、DALの主旨とDALが行うデモや住宅占拠への参加への同意確認をもって入会する仕組みになっている。DALを訪れた相談者の再入居の請求がパリ市に認められない場合、DALはその個人あるいは家族に個別に住宅を与えることはないが、ホームレスになった個人や家族の住宅の権利獲得のために、DALに入会した者が集合的闘いの形態をとる団体であることが説明される。DALの会員は96年現在で8千人を数える。さらに、レユニオン広場でのキャンプ以降運動に参加した街頭ミュージシャン、J-C・アマラの人脈で音楽家やアーティストが運動に徐々に加わり、運動に参加する者の裾野が広がっていく。

また、相談件数の増加に対応するために全国に支部を増やし、パリ地域だけでも十数カ所に相談所があり、フランス各地に27カ所の支部が置かれている。支部はDALのロゴマークを使うこと、DALにより運動のノウハウが提供されること以外には、DALから独立した組織となる。独立支部の形態をとる理由は、まず、DALの主要な活動の一つである住宅占拠をするための空き家を探すことが必要であるが、そのためには土地勘のある地元の間人が各地で活動することがもっとも効果的であることによる。再入居先の保障がなく立ち退きになる者は少なくないため、人数分の住宅を確保するには、かなり頻繁な占拠活動が必要となる。さらに、公営住宅の分配は地方自治体の管轄であるため、住宅への権利運動は各自自治体の市政に応じた対応が必要になるからでもある。

#### 政府の対応・法律改定

「劣悪な住環境にある者の会」から「住宅へ

の権利」への名称の変更は、法的資格の変更だけでなく、その後の運動の方向が定まったことにも起因する。すなわち、以下に見るような法律制定や裁判を通じて住宅への権利が法的に認められるに及んで、運動は「住宅への権利」のもとに占拠を行えるようになった。

1982年のキーヨ法によって、フランスの法制度においてはじめて居住に関する法律が定められた。しかしこの法律は居住地の選択など、むしろ個人の選択の自由を強調するものであった。その一方で、所有者つまり大家の権利は革命以来の共和国憲法によって定められている。憲法は法律よりも上位にあるため、運動が端緒についた86年には、賃貸人の住宅への権利よりも、大家の所有権が法的に絶対的に強い状況にあった。そのため、DALが当初依拠することのできた唯一の法的根拠は、45年制定の「空き家接收法」であった。この適用を求めて運動が展開されるが、同時に住宅が権利であることの法的承認も目的とされてきた。

DAL（当時はCML）がパリ市と直接交渉の機会をもったのは、地上げのための放火で焼け出された家族の再入居をパリ市に求めて空き家占拠をした時が最初で最後となった。それ以降パリ市は、DALとの直接交渉に一切応じていない。

しかし、レユニオン広場でのキャンプ開始から数カ月後に制定されたベッソン法は、住宅への権利の保障が国民全体にとって連帯の義務の一部であることを、フランスで初めて認めている。この法律により、広場を占拠していた家族の再入居が進められた。

またベッソン法は、劣悪な住環境にある者を優先する住宅政策を行うことを、地方自治体に義務づけている。この条項も、その後のDALの活動の重要な法的根拠として利用されてい

る。しかし、ベッソン法には罰則規定がなく、強制力を持たないため、再入居の保障がない立ち退きの件数は95年には10万件を超えている。また、住宅への権利が明記されたとはいえ、憲法で定められる所有権のほうが依然として優位にあるため、裁判では大家の権利が優先される状況が続いていた。

93年9月には、必要に迫られての空き家占拠は刑法に触れるものではないとする「コティ判決」が下される。これは、同年にDALがルネ・コティ通りで占拠した空き家に入居していた23家族の立ち退きを求めるパリ市による訴訟に対して下された判決である。この判決により、占拠が「必要に迫られたものである」と認められた場合、再入居先を探す期間として定められた6ヶ月間は占拠を継続することが可能になった。以後、コティ判決はDALが行う空き家占拠に対する訴訟の判例となり、空き家占拠の「正統性」はこれにより飛躍的に高まった。コティ判決は、1898年に貧困による飢えから子供のためにわずかのパンを盗んだ母親を無罪放免した裁判官マニョーの「名判決」を判例としている。戦後の住宅難の時代から、この判例を根拠として多くの法律家が空き家占拠の正統化を試みてきたが、実現したのはコティ判決がはじめてである。この判例は94年には新刑法に加えられた。

その後、曲がりなりにもDALが政府と直接交渉の機会を持つのが、ドラゴン通り7番地の占拠が計画され、ドロワ・ドヴァン!!を創設した94年12月であったことは偶然ではない。ドロワ・ドヴァン!!創設が計画されたのは、大統領選挙を半年後に控えた94年12月である。失業対策は、前述のように社会保障の見直しとともに重要な政治的争点となっており、政党を問わずどの大統領候補も「排除との闘い」を最重要課

題とした。したがって、同様に「排除との闘い」を掲げるドロワ・ドヴァン!!の要求、具体的には空き家接收法適用によるホームレスへの住宅分配要求を無視できない状況にあった。実際、当時の首相バラデュールがピエール神父を首相官邸に迎え入れ、ドラゴン通りからの住民の強制退去を実行しないことを約束すると、当時パリ市長であったシラクもまた約300戸の住宅を接收する。

このように、ハードとしての住宅への権利は次第に確立されていった。その一方で、住宅への権利を侵害されている者が、同時に医療保障への権利を含む基本的な権利の多くを侵害されていることが問題にされるようになる。そのため、住宅への権利運動は、住宅への権利を超えた権利獲得運動への拡大の必要が認識されるようになった。ドロワ・ドヴァン!!創設が計画されたのは、このような権利要求の拡大を狙ったことだったのである。

### 3 「住宅への権利」から「知への権利」への発展—民衆大学開設

年が明けた95年1月8日には、「空き家接收法適用」を求め「すべての人への適切な住宅」を訴えるデモが実行された。このデモにおいて、「住宅は権利である」がそれだけでは十分ではないことが主張され、運動は新たな展開に向かうこととなった。ジャカールはこう宣言している。「住宅の問題を超えなくてはならない。私たちは排除された者全体に呼びかけ、動員したい。私たちは民衆大学を開く。これをDroits Devant!!（ドロワ・ドヴァン：「権利獲得に向けて直進!!」運動）と呼ぶ」（Droits devant!! [1995:28]）。こうしてドラゴン通り7番地の不法占拠した建物における民衆大学の開設が1月

半ばに宣言された。

民衆大学は、多様な思想的潮流の集合体となるような計画である。開設が計画された段階ですでに、100人以上の知識人やアーティストがこのプロジェクトに積極的に取り組もうという意志表示をしていた。さまざまな領域から専門家が招かれ、講義が計画された。さらに「排除された者」を支援しているすべての市民団体に対して公式に呼びかけがなされた。「移民や病人、老人、郊外の若者などはドラゴン通りに集まるように。ドラゴン通りは知識人やアソシエーション、排除された者が、権利獲得に向けてともに具体的な行動を起こすという明確な目的のもとに、討論し、共同作業を行う場である」（Droits devant!! [1995:30]）。

実際に呼びかけに応じた開設時の署名者は、知識人、アーティストなど個人が76人、労組や市民団体が15団体となっている。2日間にわたる開設式で講演や討論をすることに応じた知識人は約20人。開設式では、労働や社会保障、市民権、都市政策、学校教育などについて、権利獲得を主題とした討論が予定されている。その他、19世紀末の芸術家の溜まり場を模した芸術酒場では、アーティストによる集いが計画された。

1月28日の民衆大学の開設式当日、ドラゴン通りには人が押し寄せた。しかし「公的安全のため」に、通りの入り口は共和国保安機動隊によって封鎖され、開設式は延期となった。集まった人は約2千人。ところが、保安機動隊は朝7時から建物の面する通りを包囲しており、建物にはいることができたのは約200人であった。

翌29日になっても、機動隊の装甲車は通りの封鎖を続けた。「社会的弱者を支援している限りでは私は聖人だが、ひとたび社会的弱者の知への権利と、自分の未来を自分で決定する権利

のための支援をすると危険きわまりない人物とされる」。こうガイヨ神父が述べるように、パリ警察当局は民衆大学のドラゴン通りの建物内での開設を断じて許可しない姿勢をとり続けた。

「知への権利」を訴え、ロビン・フッドから「解放の神学者」へと変身したドロワ・ドヴァン!! に対するマスコミの報道は、保守、革新を問わず好意的で、むしろ大学開設を力で阻止した政府に批判が向かっている。軒並み政府の態度を揶揄した報道であった。「住宅への権利は大目に見るが、知への権利は、まずバカロレアに受かってからにしろ」(Infomatin 1995/1/30) (11)。

結局建物の中で予定されていた活動は、サンジェルマン・デ・プレ広場に場所を移すことが決定された。野外での「デモ」には警察の許可もあり、以後毎週日曜日に活動が行われることになる。毎回500人近い人が広場に集まり、演説や、ミュージシャンによる演奏などが繰り返され、ドラゴン通り7番地を占拠している住人たちの顔見せが行われた。

#### 住宅への権利の勝利と知への権利の後退？

1月中は毎週のように公判が開かれ、所有権を主張するCOGEDIMと住宅への権利を主張するドロワ・ドヴァン!!の対立が続いた。3月2日の判決では、結局COGEDIMの私的所有権の主張が受け入れられ、占拠中の住人は6カ月以内に退去することが申し渡された。民衆大学に関しては、「知への権利」は緊急解決を要するものではないという判断が下され、大学設置のための組織を建物内で企画していた市民団体は即刻退去することが命じられた。

しかし、DALは象徴的には勝ったと宣言する。「住宅への権利は基本的権利として、また憲法上の価値をもつ目的として認められる。住

宅への権利の保証は国民全体の連帯の義務である」と判事が認めたからである。さらに「尊厳ある形で人権を復活し、社会の断裂を糾弾し、闘うものであるドロワ・ドヴァン!!の行為の価値」は認められると判断が下された。住宅への権利に憲法上の価値が認められたことは、フランスの法律上これがはじめてで、これまでつねに法的に上位に置かれてきた所有権と住宅への権利が同等の権利となったことを意味する。これは、その後の住宅への権利運動のもっとも重要な法的根拠となった。

大学設置のための組織の即刻退去が命じられたが、公安の介入がなかったため、ドロワ・ドヴァン!!は事実上の占拠を続けた。もとは一部が小学校であった問題の建物は、教室をそのまま残し広い中庭を囲んでおり、学校を開設するには好都合の造りになっている。民衆大学のプログラムは完成し、占拠した建物内ではワークショップや講演がとりおこなわれた。

#### 運動の対象カテゴリーの拡大

95年春までに、ドロワ・ドヴァン!!の運動はゆっくりと拡大していった。4月8日には、「排除との闘い」を掲げた全国規模のデモが組織された。参加した市民団体は百数十にのぼり、パリでは3万人以上が動員された。ホームレスの支援団体以外に、失業者との連帯を掲げる団体、教員の労組、反人種主義運動組織、CGTとCFDTなど労働組合が参加している。これらの団体がデモで共通して問題にしているのは、「フランスにおいて、ますます多くのフランス人と外国人の人権と社会的既得権が脅かされている」という事実である。日刊紙ル・モンドとリベラシオン両紙は、一面トップでこのデモについて報道した。排除に対する取り組みの法制化を求め、大統領選挙をにらんだデモの組織で

あると位置付けながら、二紙とも、具体的な政治的取り組みの遅れを批判している。

デモのスローガン「諸権利と平等のために前進、排除と脆弱な社会条件に反対」が示すように、一連の運動では、何らかの形で権利を侵害されている状態が「排除」と称されている。それまで「排除」は、原則として経済的側面に限定されてきた。つまり長期失業の結果、失業保険の受給権を失い貧困に陥り、最悪の場合住む場所を失うパターンが「排除」であった。しかし、女性、麻薬中毒者、外国人、失業者、同性愛者など、ドロワ・ドヴァン!!の運動に加わっている団体の多様性が示すように、「排除」の 카테고리には必ずしも貧困とは関係ない層が含まれている。

都市貧困層の住宅への権利が運動の出発点であったが、4月8日のデモに動員された人々を結びつけるのは、もはや「貧困」ではない。ドロワ・ドヴァン!!は「二重社会」を、経済的に豊かな者と貧しい者の分裂よりは、権利を完全な形で享受できる者とそこから排除される者の分裂によって再定義する。後に見るように、このことは運動の動員力を大きく高める要因となった。

97年現在、ドロワ・ドヴァン!!は、DALから完全に独立している。民衆大学もドロワ・ドヴァン!!から独立した組織になる。その結果ドロワ・ドヴァン!!は、連合のための枠組みだけを残して、何らかの行動の必要性が生じた際に、初めて内容物が充填される入れ物のような存在となっている。現在は、96年12月以来占拠しているパリ市の建物を「連帯の家」と名付け、そこには労組をはじめとする46の団体が支部を置き雑居している。それによって、96年以降も非正規移民の正規化を求める運動と連合を形成し、そこに労組や対抗文化運動も合流する権利

獲得運動を展開している。

#### 4 社会的排除と社会運動

それではなぜ「住宅への権利運動」から広範な動員が可能になったのか。ここで表をみてもらいたい<sup>(12)</sup>。主に動員されたのは、フランス人で社会参加能力のあるカテゴリー1、及び社会参加能力のないカテゴリー3と4である。必ずしも共通の利害を有するわけではない両者が、同じ問題をめぐって動員されたことに、この運動の特徴がある<sup>(13)</sup>。運動が発展する段階では、知識人や労働組合など、さまざまな行為者を動員しえたことが鍵となっている。つまり、カテゴリー4とその支援組織だけの運動にとどまらず、カテゴリー1から広範な支持を得たことが、運動の拡大に不可欠であった。

動員にあたっては、「排除」と「権利」をめぐる言説が重要な役割を果たした。排除は問題の診断をする際に、権利は排除の問題への処方箋を提示する際に使用される。住宅への権利運動は、94年12月以前の第1期（2節）とドロワ・ドヴァン!!創設以後の第2期（3節）に分けられるが、時期ごとに、そしてカテゴリーごとに排除と権利の使われ方が異なる。

まず、第1期からみていこう。1節でみたように、「上からの」社会統合を行う制度の力が弱まった結果、個人の社会参加能力が直接的に社会統合の度合いに反映される。その意味で、社会参加能力のあるカテゴリー1と2には社会

表 フランスにおける社会的カテゴリー

	フランス人	非フランス人
社会参加能力あり	カテゴリー1	カテゴリー2
社会参加能力なし	カテゴリー3	カテゴリー4

統合上の問題がない。しかし、社会参加能力を持たないカテゴリー3と4は、すでに社会的に排除されているか、ちょっとしたきっかけですぐに排除されてしまう位置におかれている。

このようなカテゴリー3と4を動員するにあたっては、「権利意識」の覚醒が重要な役割を果たす。実際、この層に属する人々は、「ホームレスになったのは自分の責任で、自分が今いる状況は恥ずかしい状況であり、隠れているべきだ」と考えがちである。さらに、社会的連帯を脅かす存在として、社会的な「加害者」というステイグマを与えられる。こうした状況にある人々に、「あなたたち個人には責任はない。あなたたちは加害者ではなく、むしろ当然の権利を侵害されている被害者であり、権利の主張をすべきなのだ」こう語りかける作業が、民衆大学の形成過程を通して繰り返される。ドロワ・ドヴァン!!のメンバーの8割は、元DALのメンバーから構成されているが、彼らの多くは相談の場でこのような形で勧誘されたのである。

しかし、カテゴリー3と4が都市底辺層に属するといっても、その構成は一樣ではない。さらに、社会的排除に対する政策も、実際には極めて選別的に行われている。統合の対象である層には、失業者対策として、RMI（社会統合のための最低所得制度）が設けられた一方で、統合の対象ではない非正規移民を排除するパスクワ法が制定されている（稲葉 [1995]）。

住宅への権利運動の直接的な受益者は、フランス政府が「助ける価値がない」と見なしたブラック・アフリカ系を中心とする人々である。彼らはカテゴリー4に属するが、カテゴリー4の大多数は郊外に居住するマグレブ系の住民であり、ブラック・アフリカ系はほんの一部でしかない。この限りでは、住宅への権利運動はマージナルな性格をめぐり去れず、「不法滞在者」

の問題として露骨に排除することも可能な範囲内であった。

しかし、移民家族を対象とする80年代後半のCMLの時期にも、すでに運動は多くの市民団体から支援を受けている。その理由の一つは、運動が「移民支援」を全く掲げず、住宅政策の不平等性を糾弾し、住宅への「権利」を持ち出し、フランス人一般にも共有される問題に訴えたことにある<sup>(14)</sup>。フランスの場合、パリ郊外のゲットー化がいわれてきたが、これはもっぱら高度成長期に移民してきたマグレブ系第2世代の社会統合問題であった。しかし、80年代後半以降は、ブラック・アフリカ系移民など、パリ中心部での都市下層の可視性が高まっている。これに拍車をかけたのが、同じ時期に顕著になった「普通の」フランス人のホームレス化である。そのため、カテゴリー3と4の両方を視野に入れて権利を訴えることが可能になり、カテゴリー1からも支援を受けることができたのである<sup>(15)</sup>。

ただし、この段階では外部組織の参加は限定的なものであった。つまり第1期は、組織よりも主に個人の運動参加を促す「マイクロ動員」が中心的な役割を果たしていた。「住宅への権利」を越えてカテゴリー3と4に広く共鳴し、さらにカテゴリー1の組織を本格的に動員するには、第2期を待たなければならなかった。逆に言えば、第2期には個人だけでなく組織ネットワークも対象とする「メゾ動員」によって運動が拡大したのである<sup>(16)</sup>。

では、第2期にはどのようにして広範なメゾ動員が可能になったのだろうか。従来からカテゴリー3と4の支援活動を行ってきた団体の多くは、90年のレユニオン広場のキャンプの際にすでに支持に加わっていた。その意味で、ドロワ・ドヴァン!!以降は、これまで動員されてい

ない知識人や大学人、労組や対抗文化運動組織の動員が焦点となる<sup>(17)</sup>。その際、最も重要なのは「排除」をめぐる言説の拡張である。

排除という言葉自体は、ドロワ・ドヴァン!!以前から政治家、マスコミや社会運動などで頻繁に使用されてきたが、「排除された者」が指し示す範囲についての明確な規定はない。ドロワ・ドヴァン!!は、当初から「排除」という言葉を拡張し、本来持つべき諸権利からの排除として定義し直すことで、「排除カテゴリー」の最大公約数を引き出すことができた。

このことは、住宅への権利運動の展開に大きな影響を及ぼすこととなった。前節でみたように、運動の言説は最終的には「排除との闘い」を掲げて、カテゴリー3と4のほとんどを視野に入れることとなったからである。このとき住宅への権利運動は、もはやマージナルな運動ではなく、カテゴリー3と4をめぐる80年代には独立して活動していた多様な運動組織の合流点になった。

さらに、運動によって獲得されるべき「権利」も大幅に拡大した。運動組織に対しては、権利獲得のための「連帯」を掲げて動員が行われる。連帯 (solidarite) のアルファベットをクロスワードにみだてて、諸権利を表す単語を交差させたものをスローガンとして掲げ、あらゆる社会的権利をくみ取る「声明」により、知識人やアーティスト、諸団体への呼びかけがなされた。

「排除」や「権利」の拡大は、カテゴリー1からの広範な支持にもつながった。従来カテゴリー1に含まれてきた学生や管理職にある者もまた、失業を自分自身に明日訪れるやもしれない問題として認識するようになっていた。このとき、ジャカールがいう「排除された者全体」は、自分に無関係ではない。つまり、「移民の問題」が移民にとどまらず、長期失業などによ

り増加するホームレスや、潜在的には自分自身をも含めた統合問題と収斂しつつある現状に対して、「排除との闘い」という有効な言説を、運動は提示したのである。

## 5 結語——脱産業社会の社会運動？

トゥレーヌがいうような新しい社会運動の大連合が出現するほど、脱産業社会のロジックが単純でないことは、メルッチが示した通りである。しかし、メルッチがいう社会運動の細分化が一様に進むほど、脱産業社会では個人化が支配的な趨勢になるわけでもない。

メルッチは、オッフエの議論を敷衍して、周辺層が運動に参加する理由について次のように述べている。「周辺的ないし剥奪された集団にとっては、排除の程度と危機の過程の発展のペースが相まって、最も重要な要因となる」(Melucci [1989:54])。メルッチは、この層を自らの議論から置き去りにして、文化やアイデンティティ指向を強めていくが、それだけでは社会運動の現代的位相の一面しか捉えきれない。

それでは、社会的排除をめぐる社会運動は、脱産業社会における主要な社会運動になっていくのだろうか。それとも、「排除との闘い」は過渡期に生じた一過性の現象でしかなく、そのうち沈静化して忘れ去られるのだろうか。こうした問いに答えることは、本稿の能力をはるかに越えているが、今後の作業のためにここでは次の仮説だけ掲げておきたい。

脱産業社会での社会的排除に対する異議申し立ては、社会統合の危機を正面から争点にしようするため、新たな形での連合を形成し、大規模な社会運動を引き起こす可能性を持つ。

現に住宅への権利運動以降、フランスでは大規模な公務員スト、非正規移民の正規化要求運

動、移民法反対運動など、分極化と社会的排除をめぐる社会運動が頻発している。その意味で、住宅への権利運動は、脱産業社会のあり方を考えるうえで無視できない社会運動であることは間違いない。これまでみてきたように、この運動は社会的排除の問題を中心的な争点とし、さまざまな社会的カテゴリーを動員しているからである。

住宅への権利運動は、排除と逸脱の交錯を争点にしたことやメディア指向のパフォーマンス戦術など、新しい社会運動としての特徴を多く持っている。しかし、そこで提示される争点は、「古い」社会運動の上に「新しい」ものがつけ加わったハイブリッドな性質を持つと考えた方がよいだろう。これは、「専門家集団」と「中枢機構によって周辺へと追いやられ中枢機構の権力に従属している人々」の連合 (Touraine [1978=83:36-7]) による新しい社会運動といえるのか。ここでは、そのような「新しい社会運動探し」に拘泥するよりも、現実に行っている運動から理論を再構成する必要性を強調しておきたい。

ただし本稿は、住宅への権利運動の事例が持つ意味を暫定的に考察したに過ぎず、本格的な理論的考察は今後の課題である。一連の運動は継続中であり、それらの事例研究の蓄積により、今後この問題がどのような広がりを持ちうるのかを、明らかにする必要がある。

また、社会の分極化は脱産業社会に一定程度共通する問題として合意が形成されているように思われるが、社会運動については、フランス的分派を越えた運動形成の可能性があるのか。すなわち、排除をめぐる社会運動は、脱産業化というマクロな社会変動と個別の政治的経済的体制のどちらに強く規定されているのだろうか。そうした問いに答えるには、分極化や底辺

層の比較研究だけでなく、社会的排除をめぐる異議申し立てについても、国際的な比較分析が今後は必要になるだろう。

#### 註

- (1) 比較的近い領域に属する問題を社会運動論の立場から分析したものもないわけではない。特に以下の文献を参照のこと (Dubet [1987], Wiewiorka [1991])。
- (2) 一連の運動に関する記述は、94年12月～95年7月、97年1月～3月に行われた調査に基づいている。特に断りがない場合、稲葉によるインタビューかDALの作成するピラによる。
- (3) 終戦直後までカトリック司祭であったが、現在はどこの教会にも属していない。終戦直後に家も財産も失った人々のために、自給自足の非宗教的組織エマウス・コミュニティを1954年に創設した。
- (4) 「モンセニュー (大司教)」の称号をもつ高位の聖職者だが、その主張のラディカルさからローマ教会によって左遷された。しかし、カトリックが世俗化しているフランスでは人気があり、左遷後ますます支持者が増えている。
- (5) 遺伝学者で、社会的な発言・著作が多い。94年には、「私は糾弾する!!」シリーズのトップをきって、「私は『市場経済の勝利』を糾弾する!!」を執筆している。
- (6) 癌学者で、社会問題についての発言も多い。88年には社会党政権下の厚生省の首相直属担当大臣となるが、患者本人へのカルテ公開や、麻薬中毒患者への麻薬の代替品の供給などを宣言し、就任約10日後に解任された。
- (7) INSEEによると、92年の段階でイル・ド・フランスとパリでは、それぞれ約311,500戸 (全戸数の6.5%)、118,300戸 (同9.1%) が空き家である (Le Monde 1994/12/20)。1年以上空き家状態の住宅は、都市の中心部にある個人所有の老朽化した住宅が、

- 建て直しや修理費用が膨大なため、無人のまま放置される場合が多い。また、1990年半ばに不動産価格が暴落したため、修理や売却がなされず放置される例も増えてきた。
- (8) 木工職人として工場で働きながら労働運動、環境運動に参加。80年代から劇場の装飾の仕事を手がけ、芸術家の友人らと廃工場を占拠して劇場を作ったのが初めての不法占拠であった。
- (9) パリ市では、毎年約12,500件の退去判決が下されている。94年には、退去を拒否する住人を強制退去させるために、公安に訴える旨の申請が約4,800件ある。うち1,200件は「解決困難な状態」であるという。これは、94年8月26日の通達により、「子供や高齢者がいる世帯の場合」あるいは「住人の社会的状況が懸念される状態であるとき」には、公安の介入による強制退去が事実上禁止されたからである。
- (10) 96年9月には、フランス人の60%が自分あるいは身近な者が貧困に陥り「社会的排除」を経験する危機を感じているという統計が発表される(SOFRES 96/12)。
- (11) 政府の頑なな態度を揶揄した表現。バカロレアとは大学入学資格試験を指す。
- (12) ここで「フランス人」と「非フランス人」の区

分は、国籍ではなくエスニシティに基づく。

- (13) 排除を被る層が新しい社会運動の一方の担い手になり、新中間層と連合を形成する可能性は、すでにC・オッフエによって指摘されている(Offe [1985])。
- (14) ただしこれは、問題を移民問題に還元しない戦略である一方で、第1段階でカテゴリー2の動員を限定する要因ともなった。
- (15) さらに、ホームレスと空き家が同時に増加するという政策的な失敗を、CMLが占拠を通じて広く知らせたことも、カテゴリー1の参加を促した要因として挙げられる。
- (16) ミクロ動員についてはMcAdam et al. ([1988])を、メゾ動員についてはGerhards and Rucht ([1992])を参照のこと。
- (17) これに関連して、署名に応じた知識人の多くは、個人の社会参加能力を高めることで民主主義再構築を実現し、社会的排除を解消する立場をとることは注目に値する(e.g. Touraine [1991] [1994])。P・ローザンヴァロンやJ・ドンズロなど社会的排除に関する主要な論者であるにもかかわらず、署名にも討論にも全く参加しない知識人が、国家介入主義的立場をとっていることは偶然ではない(Donzelot [1991] [1994], Rosanvallon [1984] [1995])。

#### 【参考文献】

- Donzelot, J. 1991 *Le social du troisième type*, in J. Donzelot. (ed.), *Face à l'exclusion: Le modèle français*, Paris: Esprit.
- Donzelot, J. 1994 *L'Etat animateur: Essai sur la politique de la ville*, Paris: Esprit.
- Droit au logement 1994 *Crise du logement. Mécanisme de l'exclusion: "Attributions d'office"*, Paris: DAL.
- Droit au logement 1996 *Le Logement: Un Droit Pour tous*, Paris: Le Cherche Midi.
- Droits devant!! 1995, *Se battre pour Droits devant!!*, Paris: Droits devant!!.
- Dubet, F. 1987 *La galère: jeunes en survie*, Paris: Fayard.
- Dubet, F. & D. Lapeyronnie 1992 *Les quartiers d'exil*, Paris: Seuil.
- Esping-Andersen, G. 1993 *Post-industrial Class Structures: An Analytical Framework*, in G. Esping-Andersen (ed.), *Changing Classes: Stratification and Mobility in Post-industrial Societies*, London: Sage.
- Eyraud, J.-B. & Mgr. J. Gaillot 1995 *Monsieur le Président: expulsez la misère!*, Paris: Robert Laffont.

- Gerhards, J. and D. Rucht 1992 Mesomobilization: Organizing and Framing in Two Protest Campaigns in West Germany, *American Journal of Sociology* 98:555-595.
- 稲葉奈々子 1995 「フランスの移民と社会保障」宮島喬編『地域社会における外国人労働者——日・欧における受け入れの現状と課題』文部省科学研究費研究成果報告書.
- 稲葉奈々子 1996 「フランスの外国人住宅事情——歴史的変遷と現在」『住宅時事往来』9: 4-10.
- McAdam, D. et al. 1988 Social Movements, in N. Smelser (ed.), *Handbook of Sociology*, Newbury Park: Sage.
- Melucci, A. 1989 *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, London: Hutchinson Radius.
- Melucci, A. 1996 *Challenging Codes: Collective Action in the Information Age*, London: Cambridge University Press.
- Offe, C. 1985 New Social Movements: Challenging the Boundaries of Institutional Politics, *Social Research* 52: 817-868.
- Rosanvallon, P. 1984 *La crise de l'Etat-providence*, nouvelle édition, Paris: Seuil.
- Rosanvallon, P. 1990 *L'Etat en France de 1789 à nos jours*, Paris: Seuil.
- Rosanvallon, P. 1995 *La nouvelle question sociale: Penser l'Etat-providence*, Paris: Seuil.
- Snow, D. A. & L. Anderson 1993 *Down on Their Luck*, Berkeley: University of California Press.
- Schnapper, D. 1991 *La France de l'intégration: Sociologie de la nation en 1990*, Paris: Gallimard.
- Touraine, A. 1978 *La Voix et le Regard*, Seuil. = 1983 梶田孝道訳『声とまなざし』新泉社.
- Touraine, A. 1991 Face à l'exclusion, in *Citoyenneté et urbanité*, Paris: Esprit.
- Touraine, A. 1994 *Que'est-ce que la démocratie?*, Paris: Fayard.
- Wierviorka, M. 1991 *L'espace du racisme*, Paris: Seuil.

(執筆分担 1・4 = 共同執筆、2～3 = 稲葉、5 = 樋口)

(付記) レフェリーである梶田孝道、成元哲の両氏には数度にわたり有益なコメントをいただいた。記して感謝したい。

(いなば ななこ)

(ひぐち なおと)